

< 電子交付サービスについて >

Q 1 : 「電子交付サービス」とは、何ですか？

A 1. 「電子交付サービス」とは、お客さまにお届けする報告書類等を従来の郵送に代えて、インターネットを通じてご提供するサービスです。取引の都度交付される「取引報告書」、定期的に交付される「取引残高報告書」等が対象となります。「投信インターネットサービス」にログインしていただくことで、電子交付された報告書類等をご確認いただけます。

Q 2 : 電子交付書面の閲覧方法を教えてください。

A 2. 「投信インターネットサービス」にログインし、「ホーム」画面にある「投資信託メニュー」の中の「電子交付」を選択してください。閲覧したい書面のPDFボタンをクリックすると閲覧することができます。※電子交付書面はPDFファイルでの交付となりますのでPDF閲覧用のソフトウェアが必要です。

Q 3 : 電子交付と郵送の併用はできますか？

A 3. 「電子交付」と「郵送」の併用はできません。交付の手段は「電子交付」か「郵送」のどちらか一方を選択してください。

Q 4 : すでに郵送済みの書面は電子交付されますか？

A 4. すでに郵送済みの書面は電子交付されません。また、一度電子交付された書面につきましても郵送交付されません。

Q 5 : 電子交付されるのはインターネットサービスを利用した取引だけですか？

A 5. 電子交付をお申し込みいただくと、インターネットによるお取引、窓口によるお取引のいずれも電子交付となります。

Q 6 : 特定の書面だけ電子交付することはできますか？

A 6. 書面ごとに「郵送」「電子交付」を選択することはできません。「電子交付サービス」にお申し込みいただくと、交付対象となる書面のすべてが電子交付されます。

Q 7 : 電子交付された書面はいつまで見ることができますか？

A 7. 運用報告書を除く各書面は、作成日の翌営業日から5年間閲覧できます。運用報告書は作成日の翌営業日から5年半の間、閲覧できます。ただし、「投信インターネットサービス」をご解約された場合は、「投信インターネットサービス」にログインできなくなるため、上記の期間内であっても閲覧ができなくなります。あらかじめ印刷をするか、お客さまのパソコン内に保存をお願いいたします。

Q 8 : 電子交付された書面は自宅のプリンターで印刷できますか？

A 8. お持ちのプリンターでA 4用紙サイズにて印刷できます。